

平成２８年度 活動状況報告書

平成２９年７月

大津の子どもをいじめから守る委員会

は じ め に

平成 28 年度の活動をまとめた報告書をお届けします。

われわれの委員会設置と相談調査専門員の活動も 4 年を越えました。当初に想定されていた方向と、子どもの声を聴きながら子どもの置かれている状況を改善していこうとするこれまでの活動を照らし合わせると、制度設計など大幅な再設定なしには次なる活動の展開が見込めなくなっています。つまり、当委員会の活動は「大津市子どものいじめの防止に関する条例」が根拠ですが、子どもが抱える問題は複合的で、いじめ問題の解決だけでは、子どもの問題の解決には至らないということがほとんどです。子どもの問題全般を扱える制度への転換が急がれる、ということがひとつです。また、常設の第三者機関である当委員会の実働を担う相談調査専門員は市役所に常駐していますが、委員会委員は週に一度、2～3 時間の委員会を開催してきました。大津市内で起りうるいじめ問題について調整や解決を目指す委員会委員として十分な時間を取りにくいという課題にも直面しています。転換期に来ていて、これまでのような小さな修正ではもはやクリアできず、制度の改変を先延ばしにはできない、ということです。これまで、われわれからもこれらを見直す提案を行ってきましたが、残念ながら、意欲や努力だけでは越せない、幾つかのハードルを前に、改善は見えていないのが現状です。

市民の皆様には、必要に応じてこの制度を利用されることと共に、こうしたわれわれの活動に関心を寄せて戴き、また応援いただければと願っています。

平成 29 年 7 月

大津の子どもをいじめから守る委員会
委 員 長 羽 下 大 信

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	1 6
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	1 9
4 相談・調整の実際	2 2
コラム	2 3

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況	2 4
2 委員による学校等の訪問活動	2 5
3 関係者と委員との意見交換等	2 5
4 その他	2 5

参考 資料編

1 条例及び規則	2 6
2 委員名簿	3 4

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成２３年１０月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起こりました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成２５年条例第１号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成２５年４月１日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

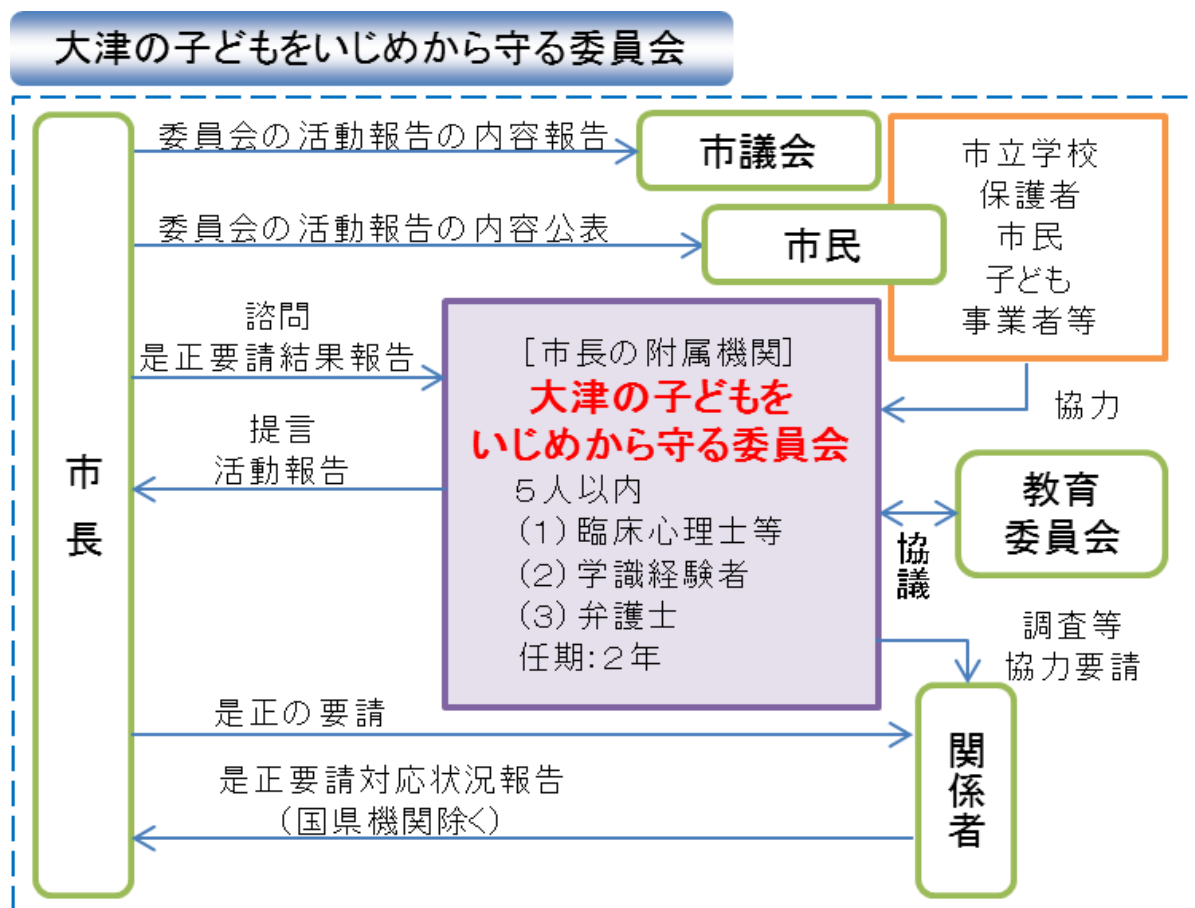
守る委員会には、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る調査などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う権限が付与されました。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調査などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて多角的に検証することができるよう構成されています。

平成２８年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
③池谷 博行	大阪弁護士会	副委員長
②竹下 秀子	滋賀県立大学教授（臨床発達心理士）	
①羽下 大信	臨床心理士	委員長
②藤川 洋子	京都工芸繊維大学教授（臨床心理士）	
③古山 カ	滋賀弁護士会	

※所属団体・役職等は、平成２８年度時点のものです。

委員の任期は、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの２年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、平成２８年度は、臨床心理士である羽下委員が委員長を、弁護士である池谷委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員５人の過半数である３人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応及びその調査等に関する事務を処理する相談調査専門員等については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応、また、相談等のあったいじめ事案に関する調査などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床発達心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

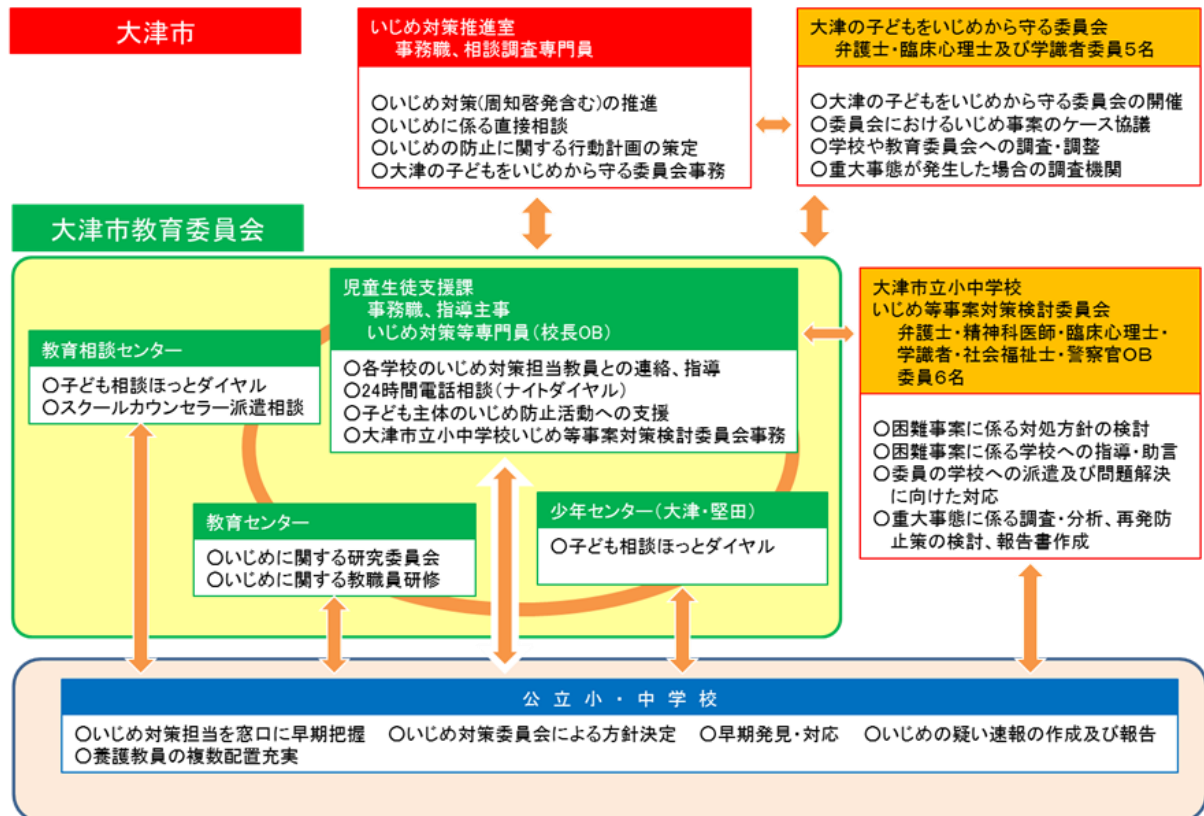
相談調査専門員は、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理するとともに、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たっています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

いじめ対策の施策イメージ



Ⅱ 相談対応等の実績

1 相談の件数等

172 案件・延べ932回の相談・対応

大津の子どもをいじめから守る委員会事務局、いじめ対策推進室には『おおつっこほっとダイヤル』といういじめ専用の相談電話が設置されています。相談を受けているのは相談調査専門員（おおつっこ相談チーム）です。子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を持って市民や子どもからの相談に対応しています。

平成28年度は、『おおつっこほっとダイヤル』を設置して4年目でした。表1は4年間の相談受付状況です。『おおつっこほっとダイヤル』への電話相談を含め、今年度相談を受けた件数は172案件、相談対応回数は延べ932回でした。

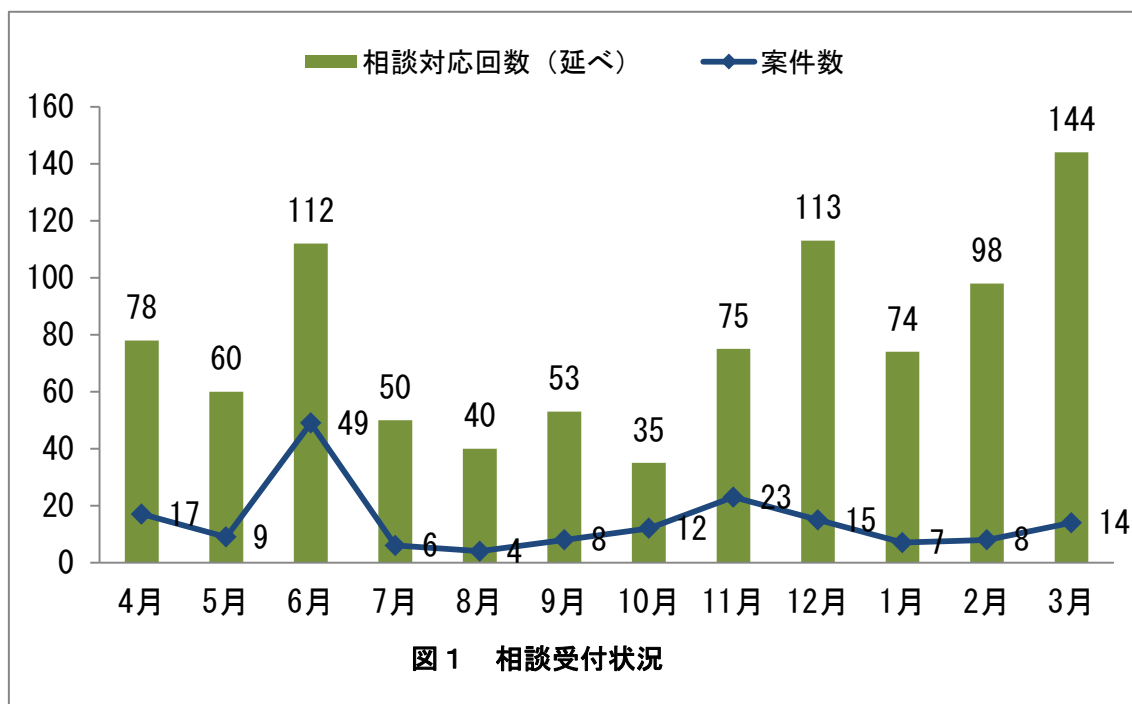
表1 相談受付状況

	案件数	延べ件数
平成25年度	183	650
平成26年度	151	745
平成27年度	153	1030
平成28年度	172	932

相談を受けた案件数が平成27年度より増えたのは、手紙相談を年2回実施したことの効果だと考えられます。

平成27年度は延べ件数が1000を超え、平成28年度も900を超えています。1案件ごとに継続して複数回にわたって子どもや保護者に面談し、必要に応じて学校や関係機関と調整を重ねてきた結果でもあります。

図 1 は、平成 28 年度の月別相談受付状況です。



6 月に案件数が増えています。これは手紙相談の件数が増えたためです。また 10 月実施の手紙相談は用紙配布が 10 月末であったため、手紙相談の件数自体は 11 月が多くなっています。

初回相談者の内訳

表 2 は初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談をしてきた人のことを言います。平成 28 年度は、172 案件のうち、子どもが初回相談者であった案件が 90 件ありました。子どもから直接連絡をもらう相談が最も多くなっています。年々、子どもからの相談が増加しており、特に小学生からの相談が多くなっています。他方、中学生、高校生から直接相談してくることは少なく、中学生や高校生が直接相談しやすい環境を整えることが今後の課題といえます。

表 2 初回相談者経路

	子ども					保護者等		学校・ 関係機関等		市民等	計
	就 学 前	小 学 生 低 学 年	小 学 生 高 学 年	中 学 生	中 卒 の 子 ど も 高 校 生	親	親 以 外 の 親 族	教 職 員	行 政 職 員		
いじめ	0	30	25	4	0	34	1	3	7	3	107
いじめ以外	0	9	15	6	1	20	1	4	4	5	65
計	0	39	40	10	1	54	2	7	11	8	172
	90					56		18			

(参考) 27 年度	70	66	11	6	153
------------	----	----	----	---	-----

相談調査専門員は、子どもが困ったときや悩んだときは一人で悩まずに相談してほしいと思っています。しかし、子どもが知らない大人に相談することは相当に勇気がいることでしょう。まずは相談してくれたこと自体を受けとめ、子どもとつながっていきたいと思っています。

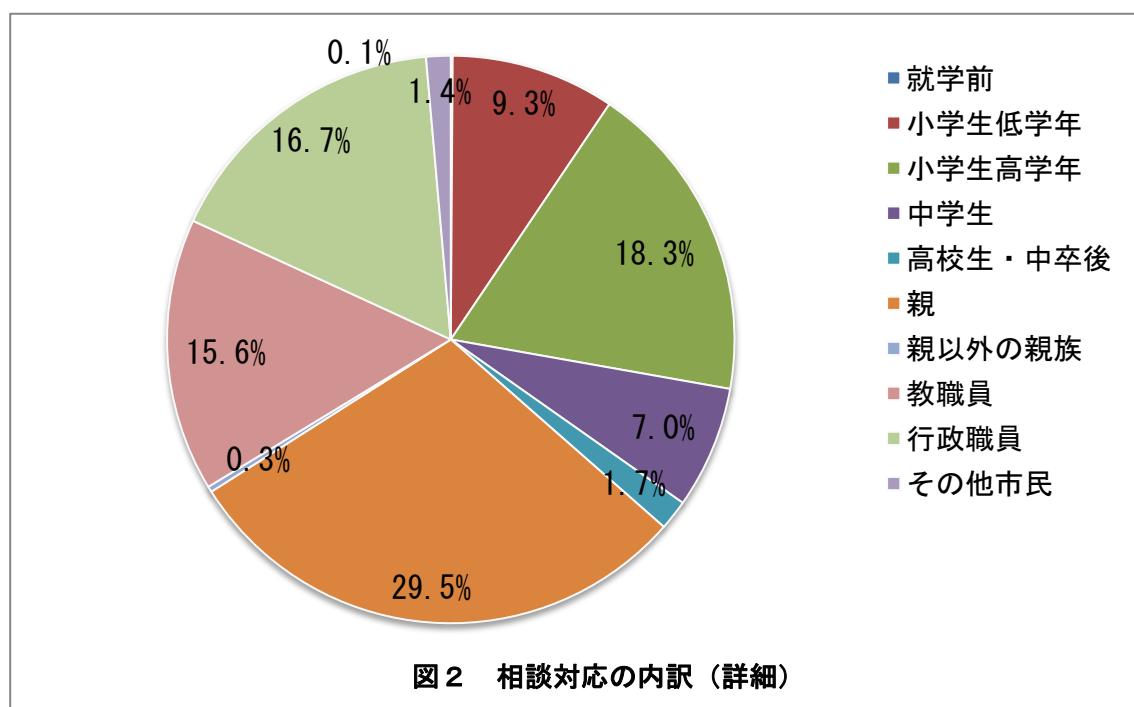
相談対応の内訳

平成28年度の相談対応の回数は932回であり、表3はその内訳を表にしたものです。子どもは340回、保護者等は278回、教職員等は301回で、子どもと出会う回数が最も多くなっています。

表3 相談対応の内訳（回）

年度	子ども	保護者等	教職員等	市民等	合計
27年度	323	341	343	23	1030
	31.4%	33.1%	33.3%	2.2%	100.0%
28年度	340	278	301	13	932
	36.5%	29.8%	32.3%	1.4%	100.0%

また、相談対応の内訳の詳細は図2に示しています。教職員が15.6%、行政職員が16.7%となっています。平成27年度は、教職員が11.7%、行政職員が21.6%であったことと比べると、教職員の割合が少し増えてきています。学校生活の中で実際に子どもと直接関係している教職員と相談調査専門員が直接話し合いを重ねる場が増えてきていることが一因ではないかと考えられます。相談調査専門員は、子どもが安心でき大丈夫と思えるまで出会い、また子どもの了解の上、子どもの思いに沿って学校等、子どもの周囲の関係者と話し合いを重ねていきたいと思っています。



当該子どもとの直接の関わり

相談調査専門員は、子どもの気持ちを聴きながら、子どもへの対応を中心に関わりを進めています。例えば、周囲の大人から相談があった場合でも、その事案の当事者である子どもと、できるだけ出会って話を聴こうと試み、その気持ちを把握するよう努めています。

表4のとおり、平成28年度は、当該子ども107人と直接関わることができました。

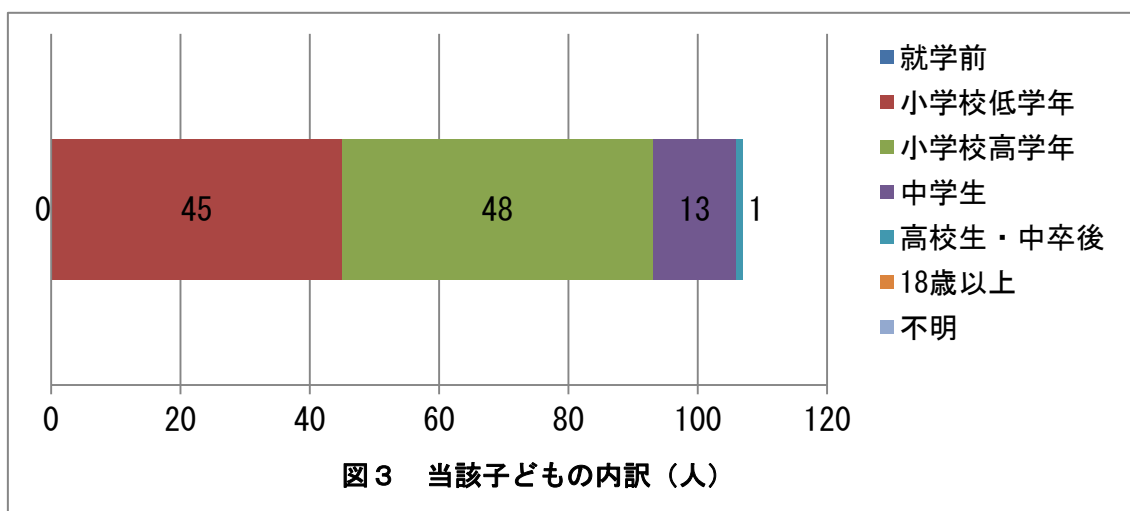
表4 当該子どもとの直接の関わり

	あり	なし	計
27年度	96	57	153
28年度	107	65	172

すでに述べたように、子どもが初回相談者であった案件が90件なので、相談対応をしていく中で、子どもと関わるできるようになったのは17件です。

図3は相談調査専門員が直接の関わりをもった子どもの内訳を示したものです。小学校低学年は45件、小学校高学年は48件であり、平成27年度の、小学校低学年21件、小学校高学年38件と比べると、低学年では倍近く増え、高学年も増えています。その一方で、中学生は13件、高校生は1件に留まりました。先にも述べたように、中学生や高校生が相談しやすい環境を整えることが課題であり、今後検討していく必要があると考え

ています。



相談対応の方法

表5に、相談対応の方法を示しました。

相談調査専門員は、相談電話『おおつつこほっとダイヤル』で相談を受けるだけでなく、できるだけ相談者と直接会うよう努めています。市役所には子ども専用の相談室があり、来所した相談者とは相談室で面談を行うこともできます。また相談調査専門員が家庭訪問をしたり、地域を訪問したり、出向いて面談します。公民館や児童館、学校等の公共施設を使用するほか、公園等で相談者と出会うこともあります。なお、学校以外の公共施設や公園等へ出向くことを私たち専門員は地域訪問と呼んでいます。

本市の地理的事実もあり、市役所まで足を運ぶのに困難を伴う相談者も少なくありません。子どもであればなおさらです。子ども中心の相談対応が重要であると考えているので、相談調査専門員は積極的に外に出向き、子どもが出会いやすい地域で直接話を聴かせてもらいます。

また、必要に応じて学校訪問や機関訪問も行い、当該子どもを支援する方法を関係する大人と一緒に考えていきます。

平成28年度は来室15.7%、地域訪問9.8%であり、平成27年度の来室23.0%、地域訪問16.3%と比べると減っているように思われますが、平成27年度には、毎週地域で面談を実施し、学校関係者や行政職員と調整を重ねた案件があったためです。

表 5 相談対応の方法

	電話	来室	家庭 訪問	学校 訪問	機関 訪問	地域 訪問	手紙 F A X	メール	その他	計
回数	396	146	44	68	114	91	71	1	1	932
割合	42. 5%	15. 7%	4. 7%	7. 3%	12. 2%	9. 8%	7. 6%	0. 1%	0. 1%	100. 0%

図 4 に相談対応の方法を大人と子ども別に示しました。大人への相談対応は電話が半数をしめています。一方で子どもとの相談対応は、家庭訪問、学校訪問、地域訪問と多岐にわたり、子どもと直接出会うために子どもの住んでいる地域に出向くことが多いことを示しています。また、手紙相談が約 20% をしめており、子どもが相談しやすいツールのひとつになっているようです。

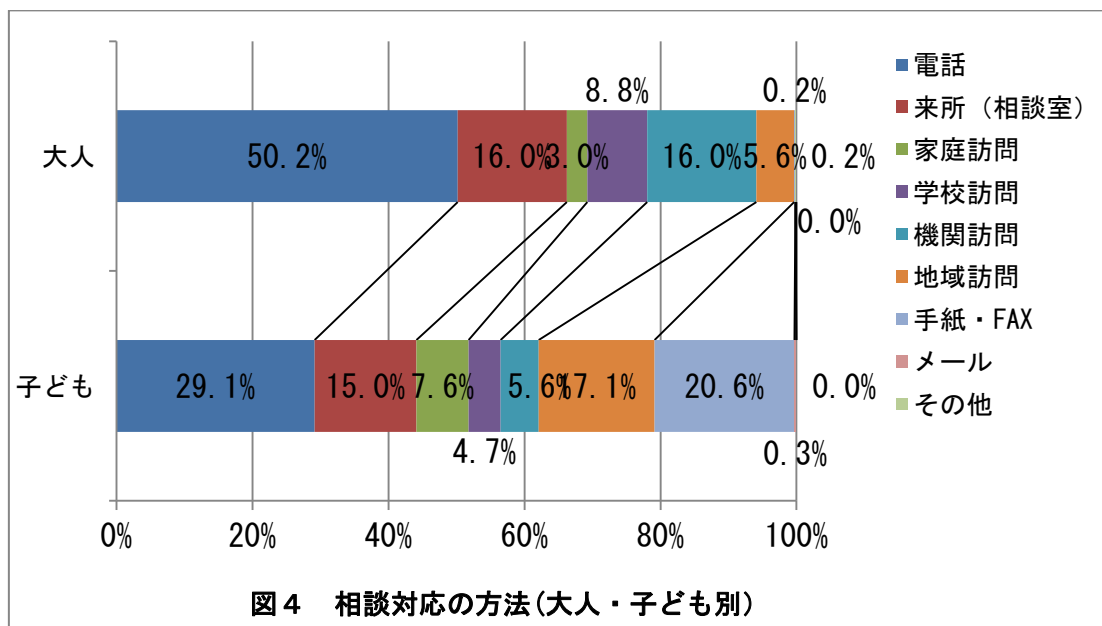


図 4 相談対応の方法(大人・子ども別)

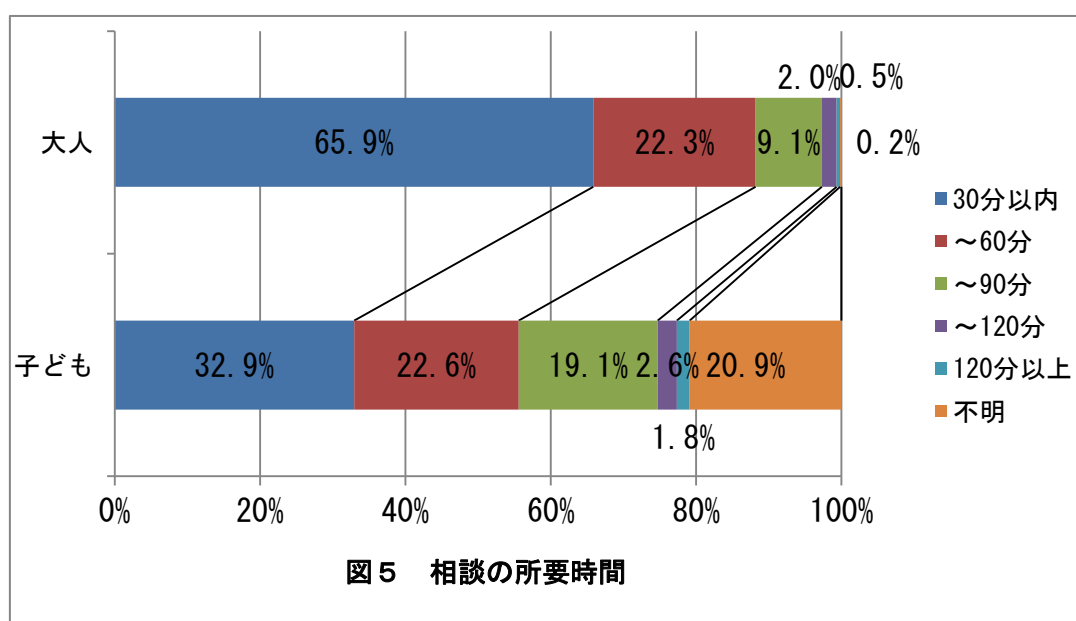
相談の所要時間

図 5 に、相談に要した時間を大人と子どもに分けて示しました。大人への対応は 30 分以内が 65. 9% となっていますが、子どもへの対応では 30 分以内が 32. 9% であり、30 分以上が約半数を占めています。子どもと会う時は、話を聴くだけでなく、遊びながら人間関係を築くことも大切にしています。

相談調査専門員は、大津の子どもをいじめから守る委員会で立てられた方針をもとに、

子どもと出会います。その方針を立てるために何よりも重要になるのは、子どもたちと関係を築き、子どもたちの思いを聴くことです。子どもの思いがすぐに言葉にならないこともあり、まずは、話しても良いと思えるような安心できる関係を築くことが大切であると考えています。

子どもの発達段階、子どもを取り巻く学校や家庭の環境が時には子どもを孤立させてしまうことがあります。子どもが育つためには、学校や家庭だけでなく、地域などにおいて寄り添ってくれる大人がいることは大切なことだと考えています。私たちの相談活動が、子どもたちにとって、気持ちが和らいだり、安心して生活するための一助になればよいなと思っています。



子ども専用の相談室

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

2 相談の内容

いじめを主訴とする案件

表6のとおり、平成28年度に主訴がいじめであった案件は107件であり、全体に占める割合は62.2%でした。いじめ以外を主訴とする案件は、教員等の指導上の問題が16件と最も多く、続いて、家族関係の悩みが12件、交友関係の悩み（いじめ以外）が11件となっています。

平成25年から平成27年度においても、主訴がいじめであった案件が全体に占める割合は6割程度を超えるあたりで推移しています。開設当初から、いじめ以外を主訴としている案件が4割程度あります。

いじめに関する相談窓口であるにも関わらず、いじめ以外の相談が一定程度あることは、子どもや保護者が抱える問題が複合的であり、相談の入り口は「いじめ」であっても、他にも様々な問題を抱えていることを示しています。いじめ事象を解決するだけにとどまらず、子どもの育ち全体を支援することが求められています。

表6 相談の内容（子ども・おとな別）

		いじめ	交友関係の悩み (いじめ以外)	子ども同士の暴力 (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	その他	計
案件	件数	107	11	4	4	0	4	16	5	1	2	12	1	5	172
	割合	62.2%	6.4%	2.3%	2.3%	0.0%	2.3%	9.3%	2.9%	0.6%	1.2%	7.0%	0.6%	2.9%	100.0%
延べ	子ども	188	31	11	16	0	13	48	3	0	1	23	0	6	340
	大人	325	21	13	51	0	15	76	22	16	5	30	6	12	592
	計	513	52	24	67	0	28	124	25	16	6	53	6	18	932

いじめの訴えの時期

図6に、いじめを主訴とする相談について、新規の相談件数（案件数）を月別に示しました。

平成28年度は6月と10月末に『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布しており、案件数が増加していますが、いじめを主訴とするものにかぎってみても、6月と11月は案件数が増加しています。夏休み明けの9月、冬休みあけの1月の案件数は少ない傾向にあります。

一般的に長期休み明けは子どもが不安を高める時期ではありますが、その時期に相談が少ない傾向にあることは今後も検討していく必要があると思われます。

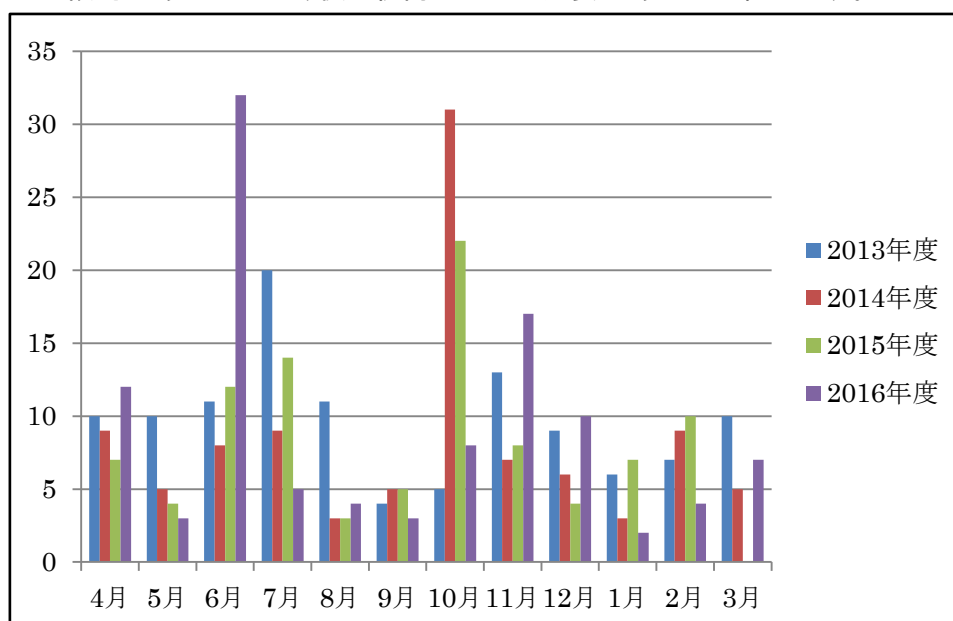


図6 いじめを主訴とする新規相談件数（件）

いじめ以外の悩み

前述したようにいじめ以外の相談は4割程度あります。表7に副次的な訴えの内容を示しました。いじめが主訴である場合の副訴か、いじめ以外の問題が主訴である場合の副訴かは区別していません。

1つの案件においても、副次的な訴えがあるほうが多く、このことから相談内容が多岐にわたっていることがわかります。

副次的訴えとしては、学校園の対応の問題が29.5%、教員等の指導上の問題が10.5%であり、教員と保護者の関係がこじれてしまっている案件も少なからずあり、そのような場合には、当事者である子どもの気持ちが置き去りになってしまっていることがあります。そのような場合も、再び子どもの気持ちを中心にして考えていけるように調整することが大切であると考えています。

表7 相談対応における副次的訴え（回）

副次的訴えの内容	計	%
交友関係の悩み（いじめ以外）	49	5.3
子ども同士の暴力（いじめ以外）	2	0.2
不登校	83	8.9
子どもの非行	0	0
子どもの心身の悩み	83	8.9
教員等の指導上の問題	98	10.5
学校園の対応の問題	275	29.5
行政の対応の問題	22	2.4
子育ての悩み	33	3.5
家族関係の悩み	26	2.8
児童虐待	1	0.1
その他	12	1.3
該当なし	248	26.6

このように、子どもの生活を取り巻く問題は、いじめの事象だけに留まりません。子どもが勇気をもって相談してくれたときには、どのような内容であっても相談調査専門員は子どもの訴えをしっかり受けとめることを心がけています。子どもが抱える問題は複合的で、たとえいじめの事象が解消しても、他の問題が明らかになることがあります。他機関への連携や引継ぎを考えながらも、子どもへの継続的な支援の可能性を探りながら対応しています。

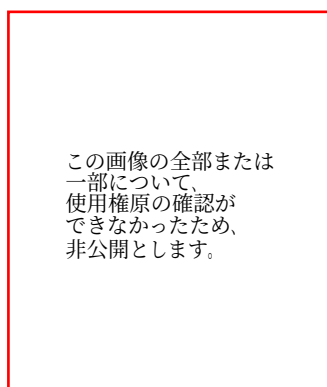
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

相談調査専門員は、『おおつつこ相談チーム』として、子どもたちに向けて広報・啓発を行っています。相談調査専門員は、その存在を身近に感じてもらい、より多くの子どもたちとつながりたいと考え活動してきました。

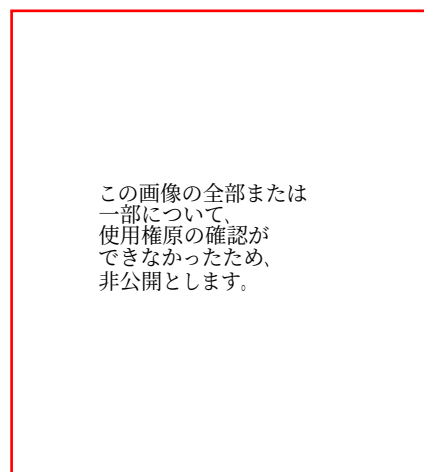
広報啓発ツールの配布

啓発月間においては、学校の協力を得て、6月は『おおつつこほっとダイヤル』の啓発カードとクリアファイルを、そして6月と10月には『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布しました。手紙相談の用紙配布は昨年度は10月の1度だけでしたが、今年度は6月と10月の2度の機会に実施しました。

『おおつつこ てがみ そうだん』は、内側に相談内容を書いて、三つ折にするだけで、切手を貼らずに投函することができるようになっています。子どもたちがSOSを発信しやすいように、工夫しています。

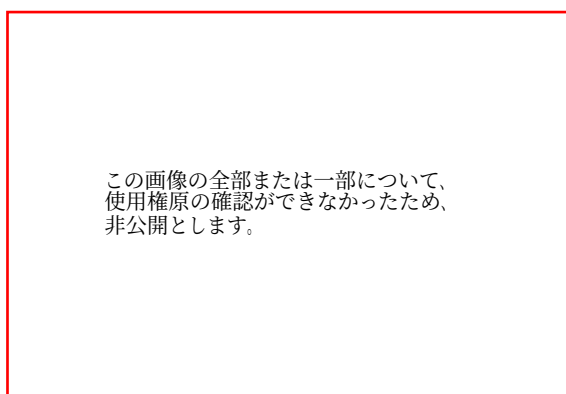


おおつつこほっとダイヤルカード



クリアファイル

(おおつつこみんなのいじめ防止行動宣言より)



おおつつこ てがみ そうだん

小学校・中学校向けの出前講座

相談調査専門員は、小学校5、6年生・中学生向けの出前講座を実施しました。申し込みがあった小中学校を訪問し、学年単位の場合は『あなたは大切な人です』をテーマにパワーポイントでの授業、クラス単位の場合は『いろいろな気持ちに気づいてみよう』をテーマにして参加型形式の授業を行いました。各クラスの授業では、子どもたちにグループで話し合ってもらい、たくさんの意見を出してもらいました。

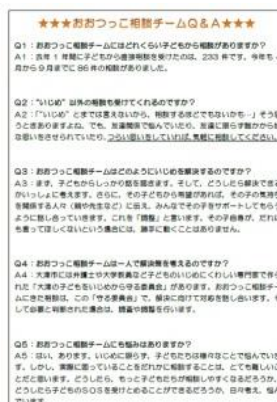
相談調査専門員は、この授業で子どもたちに『あなたは大切な人です』と伝えることを重視しています。自分のことを大切にしてもらえた、自分は大切な人なんだと感じることのできた子どもが、他の子どもたちのことも大切にできると考えているからです。また、子どもにも相談調査専門員を身近に感じてもらえるように、顔の見える関係を大切にしたいと思っています。

出前授業を受けた後の感想に「人にはいろいろな気持ちがあるけれど、自分の気持ちに向き合っていくことも大切だと思いました」「悲しい、つらい、腹が立つなどは身体からの合図なんだと思った」「私は以前、休み時間も誰かと一緒にないと不安でしたが、今は自分の好きなことがちゃんとあるので一人でも平気です」という感想があり、この講座に参加したそれぞれが、気持ちについて考える機会になったと感じました。

おおつつこ相談チーム通信の配布

出前講座を行った子どもたちの感想に応えるかたちで『おおつつこ相談チーム通信』を作成し、配布しました。他の学校にも、相談調査専門員の活動を紹介し、通信として2学期初めと3学期末に配布しました。

この画像の全部または一部について、
使用権限の確認ができなかったため、
非公開とします。



巡回相談 in 児童館

大津市の福祉ブロック7か所にある児童館で巡回相談をおこないました。

相談調査専門員が児童館を訪問し、厚生員から地域の子どもの様子を聴いたり、子どもたちと一緒に遊んだりすることで、地域の子どもたちの実情を知り、子どもたちにおおつつこ相談チームを身近に感じてもらうことを目的としています。

児童館が、家庭や学校で困難を抱える子どもの居場所の役割を果たしています。

また、子どもたちが『遊び』を通して育つ場としての児童館の役割は大きく、今後も児童館と連携を深め、共に子どもの育ちを支えていくことができれば、と考えています。

大津市熱心まちづくり出前講座

相談調査専門員は「子どものSOSを受けとめて」というテーマで大津市熱心まちづくり出前講座をおこなっています。

今年度は少年補導委員、スポーツ少年団の子どもたちと関係者、人権擁護委員、小学校の方々と「子どもの声を聴く」ことについて話し合いました。

子ども向けワークショップの開催

小学校低学年、高学年、中学生向けに、それぞれ『ねずみくんの石あつめ』『ぼくの気持ち』『仮面』という3種類のデジタルブックを作成しました。自分の好きなことを大切にしたい、自分の気持ちを大切にしたい、という願いを込めたこれらを活用し、児童クラブ等で子どもたちとワークショップを実施しました。自分の体験に照らして話を聞いてくれた子ども、おおつつこ相談チームに相談したいと感じてくれた子どももいました。



4 相談・調整の実際

相談調査専門員が対応した相談について概略をご紹介します。なお、事例の内容は個人情報保護の観点から一部加工しています。

【事例1 Aさんの場合】

Aさんは小学校5年生の1学期、友人関係が上手くいかずに、2学期から休みがちになった。3学期になり再び登校を始めたが、廊下でおされたり、友だちとの間にわって入られたりした。そして、再び登校しにくくなったところで、保護者が教育委員会や学校に相談をしたが、関係が改善されず、当室に相談となった。当初、転校させたいという保護者の思いが強かったが、子どもに出会って話を聴くと、自分がつらいと思っている状況が改善するのであれば、転校はしたくないという思いをもっていた。

学校での子どもの不安を取り除くために、保護者と教員の関係改善を図るため、保護者に専門員が付き添い、子どもにとって良い環境を設定していくための話し合いが何度かもたれた。その中で子どもの思いを伝え、学校も本人の思いに沿いながら対応を進めた。保護者と教員の関係も徐々に改善され、保護者も教員を信頼するようになっていった。そしてAさんは学校に少しずつ登校し始め、教員と保護者も関係を築きなおしている。

【事例2 Bさんの場合】

小学校低学年の頃に友だち関係で嫌な思いをして長期不登校になり、自室からも出てくることができなくなったBさん。Bさんがおおつつこ相談チームに「友だち関係で嫌な思いをして学校に行けなくなった」と『おおつつこてがみそうだん（無料の手紙相談）』で相談してくれたことで、おおつつこ相談チームが家庭訪問を始めました。最初は自室から出られない日もあったBさんですが、決まった曜日の決まった時刻に専門員が訪問を続けたところ、少しずつ専門員に顔を見せてくれるようになり、一緒に過ごす時間が増えました。その後、学校の先生にも家庭訪問をしてもらい、少しずつ学校との関係も取りもどせました。そしてBさんは少しずつ学校に行く日が増えてきました。

まだ、Bさんが経験した“友達関係で嫌な思いをしたこと”を具体的にお話いただくまでには至りませんが、ゆっくりBさんの応援を続けたいと思います。

コラム

相談調査専門員は、とりわけ「子どもの声を聴く」ことを意識して、子どもや保護者から、主にいじめに関する相談を受けています。「子どもの声を聴く」ということの意味は、保護者や先生の話を中心に子どものことを考えるのではなく、子ども本人の話をしっかり聴きながら、子ども自身が望む方法で問題を解決できるように支援をしていくということです。

ところが、子ども自身に起こっている問題を「子どもの声」として聴くのは容易ではないと感じることも多いのです。

たとえば、子どもの問題で父母や父母と祖父母が口論になっていたり、父母と学校の不信感が増大したりすることを経験したことがある子どもは、誰かに自分のことを話すことに慎重になっていることがあります。私たちのところに相談に来て、「この人に話しても大丈夫か」と相談調査専門員の様子を窺がっています。あたかも、自分が何か問題を発信したら、また自分の周りの大人たちが争うのではないかと感じているように、です。

そういう時には、子どもから聴いた話は、当人の了解なしに誰にも話さないことを約束し面談を継続させます。1回目は一緒に遊ぶことを中心にほんの少し話を聴く程度、2回目はやはり遊ぶことを中心に少し話す時間を増やす、という具合に子どもが安心できる場を提供します。話しても大人は誰も揉めない、争わない、自分の話は守秘される等を実感してもらい、信頼関係が築けてから、子どもは少しずつ話をしてくれるようになります。

「子どもの声を聴く」と言っても、子どもたちの置かれている状況は千差万別で、子どもに話を聴かせてもらうためには焦らず、じっくりと待つ必要があることも多いのです。このようなことから、ご家庭でお父さんやお母さんが子どもさんのことを心配されて子どもの話を聴きたいけれど、子どもが話をしてくれないということも多くあるのだらうと思います。

子どもは大人が想像する以上に、大人を観察し、自分が発信したことで大人が感情的になること、大人同士が争いになってしまうことを警戒しています。

「子どもの声を聴く」ためには、子ども自身の悩みは子ども自身のものであって、大人が必要以上に引き受けるものではない、子どもがどうしたいのかを冷静に聴く、という覚悟が必要なのかもしれません。そのうえで、子どもの気持ちを基にした関係調整ができればよい、と考えています。

おおつつこ相談チーム（相談調査専門員）



Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況

守る委員会では、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。平成28年度は、全42回の会議を開催しました。



第1回	平成28年 4月 7日(木)	第26回	平成28年11月24日(木)
第2回	平成28年 4月14日(木)	第27回	平成28年12月 1日(木)
第3回	平成28年 4月18日(月)	第28回	平成28年12月 8日(木)
第4回	平成28年 4月21日(木)	第29回	平成28年12月15日(木)
第5回	平成28年 4月28日(木)	第30回	平成29年 1月 5日(木)
第6回	平成28年 5月12日(木)	第31回	平成29年 1月12日(木)
第7回	平成28年 5月19日(木)	第32回	平成29年 1月19日(木)
第8回	平成28年 5月26日(木)	第33回	平成29年 1月26日(木)
第9回	平成28年 6月 2日(木)	第34回	平成29年 2月 2日(木)
第10回	平成28年 6月 9日(木)	第35回	平成29年 2月16日(木)
第11回	平成28年 6月16日(木)	第36回	平成29年 2月23日(木)
第12回	平成28年 6月23日(木)	第37回	平成29年 3月 2日(木)
第13回	平成28年 7月 7日(木)	第38回	平成29年 3月 9日(木)
第14回	平成28年 7月14日(木)	第39回	平成29年 3月16日(木)
第15回	平成28年 7月28日(木)	第40回	平成29年 3月23日(木)
第16回	平成28年 8月 4日(木)	第41回	平成29年 3月24日(金)
第17回	平成28年 8月18日(木)	第42回	平成29年 3月30日(木)
第18回	平成28年 8月25日(木)		
第19回	平成28年 9月 1日(木)		
第20回	平成28年 9月 8日(木)		
第21回	平成28年 9月29日(木)		
第22回	平成28年10月 6日(木)		
第23回	平成28年10月13日(木)		
第24回	平成28年10月20日(木)		
第25回	平成28年11月10日(木)		

2 委員による学校等の訪問活動

守る委員会では、広報・啓発、協力依頼のほか、実際の事案に関わる助言や調整等を目的として、学校を訪問しています。平成28年度はいじめ事案に係る調査や調整のため、以下のよう
に小中学校を訪問し、校長等と意見交換しました。

平成28年 5月19日(木)	市立小学校を訪問
平成28年11月30日(水)	市立中学校を訪問
平成29年 2月 7日(火)	市立中学校を訪問
平成29年 2月 9日(木)	市立中学校を訪問
平成29年 2月10日(金)	市立中学校を訪問
平成29年 2月14日(火)	市立中学校を訪問

3 関係者と委員との意見交換等

教育委員会委員や事務局職員との意見交換会を設定して、委員が教育委員会や学校などの関係者の声を聴くとともに、守る委員会の活動についての理解を求めました。

また、市長との懇談では、守る委員会の活動実績や審査事案について意見を交わしました。



市長との意見交換

平成28年 4月14日(木)	市長との意見交換
平成28年 4月28日(木)	市長との意見交換
平成28年 5月12日(木)	教育委員会事務局との意見交換
平成28年 6月16日(木)	市長・教育委員会委員との意見交換
平成28年 7月 7日(木)	市長との意見交換
平成28年 7月20日(木)	大津市いじめの防止に関する行動計画の策定に 関する懇談会委員との意見交換
平成28年11月10日(木)	市長との意見交換
平成29年 1月19日(木)	市長との意見交換
平成29年 3月 2日(木)	市長との意見交換

4 その他

10月には、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016の分科会に参加しました。

平成28年10月 9日(日)	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016(宝塚)に参加(羽下委員長・竹下委員)
----------------	--

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。

（2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。

（3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的实践力を育成しなければならない。

2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。

3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。

5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

（2）いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

（3）いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

（4）次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

（5）いじめを早期に発見するための施策に関すること。

（6）いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

（7）いじめに関する相談体制等に関すること。

（8）いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

（9）前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ（疑いのある場合を含む。）に関し、市に相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）をすることができる。

（相談体制等の整備）

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

（財政的措置等）

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

（委員会への協力）

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように最大限配慮されなければならない。

（活動状況の報告及び公表）

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

（個人情報に対する取扱い）

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（市立学校以外の学校への協力要請）

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第 17 条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（いじめの疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

第3条 職員（市立学校の職員を除く。）は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があったときは、条例第14条第1項に規定する委員会に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、いじめに関する情報（当該情報が大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第3項に規定する保有個人情報である場合にあっては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。）を児童生徒支援課に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員及び相談調査専門員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、委員にあつては様式第1号、相談調査専門員にあつては様式第

2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 委員名簿

平成28年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

弁護士（大阪弁護士会）	いけたに 池谷	ひろゆき 博行
滋賀県立大学教授・臨床発達心理士	たけした 竹下	ひでこ 秀子
臨床心理士	はげ 羽下	だいしん 大信
京都工芸繊維大学教授・臨床心理士	ふじかわ 藤川	ようこ 洋子
弁護士（滋賀弁護士会）	ふるやま 古山	つとむ 力

※役職は、平成28年度時点のものです。